

## 登録発行機関の登録等に関する手続

法第 5 章第 2 節に規定する登録発行機関の登録等の手続に関する事項について、以下のとおり定める。（主務省令第 24 条から第 33 条まで関係）

### 第 1 登録発行機関の登録及び更新の申請

#### 1 登録の申請

法第 18 条第 1 項の規定に基づき登録発行機関の登録を受けようとする者は、別添様式 1 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第 24 条関係）

#### 2 登録の更新の申請

法第 21 条第 1 項の規定に基づき登録発行機関の登録の更新を受けようとする場合は、別添様式 2 による申請書に、4 に掲げる書類を添え、手数料に相当する額の収入印紙を添付し、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第 29 条関係）

#### 3 申請の区分

登録及びその更新の申請は、次の表に掲げる登録に係る輸出証明書の区分ごとに行うものとする。

なお、登録を受けようとする者は、次の表に掲げる輸出証明書の区分のうち、当該者が実際に発行を予定している区分を選択し、輸出先国とともに、農林水産大臣に申し出るものとする。

農産物に係る衛生証明書
畜産物に係る衛生証明書
水産物に係る衛生証明書
飼料に係る衛生証明書
自由販売証明書
放射性物質検査証明書等
漁獲証明書等

#### 4 添付書類

輸出証明書の発行（（2）及び（3）並びに第 2 において「発行」という。）に係る登録発行機関の登録又はその更新の申請における添付書類は、輸出証明書の区分ごとに、

以下のとおりとする。(主務省令第 24 条第 1 項)

なお、更新の申請においては、登録の申請時に農林水産大臣に提出された内容から変更がない書類については、その旨を記載した場合は、当該書類の添付を要しないものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 次の事項を記載した書類
  - ア 発行に関する業務を行う組織に関する事項
  - イ 職員、登録発行機関が委嘱する外部の委員その他の発行に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか発行に関する業務の実施方法に関する事項
  - エ 発行に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
  - オ 発行に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績
- (3) 発行に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類
- (4) 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類
- (5) 主要な株主の構成（当該株主が法第 20 条第 1 項第 2 号に規定する取扱業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類
- (6) 役員の名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

## 第 2 登録発行機関の業務を適確に行うための基準

発行を適確に行うために必要な基準は、以下のとおりとし、次に掲げる基準のすべてに適合していること。(主務省令第 27 条関係)

- (1) 公平な発行の実施、情報の漏えいの防止その他の適確に発行を行うために必要な運営方針及び安定的な経営基盤を有すること
- (2) 適確に発行に係る業務を行うために必要な運営体制を有すること
- (3) 発行に必要な能力を有する職員を十分に確保するとともに、その能力の維持向上及び適切な人事管理に必要な方針を有すること
- (4) 発行に係る業務を行うための具体的な手順が定められていること
- (5) 発行に係る業務を行うために必要な内部監査、文書管理その他の業務管理体制を有すること
- (6) 発行の業務を実施することについて、輸出先国の了承が得られていること

## 第 3 登録免許税の納付

- 1 農林水産大臣は、登録発行機関の登録を受けようとする者が第 2 に掲げる基準に適合していると認められたとき（輸出先国の了承が必要な場合にあっては、当該了承が得ら

れたとき)は、遅滞なく、当該登録を受けようとする者に対してその旨を通知する。

- 2 1の通知を受けた登録を受けようとする者は、登録免許税(9万円)を日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は税務署に納付し、その領収印が入った領収書を農林水産省に提出するものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の提出が確認され次第、遅滞なく登録を行うものとする。

#### 第4 登録台帳への記載

法第20条第2項の登録台帳は、別添様式3によるものとする。(主務省令第28条関係)

#### 第5 申請書の添付書類記載事項の変更の届出

第1の4の(2)(オを除く。)、(5)又は(6)に掲げる書類に変更があったときは、遅滞なく、別添様式4又は5による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

#### 第6 登録発行機関の地位の承継の届出

法第22条第2項の規定による届出をしようとする者は、別添様式6による届出書に登録発行機関の地位を承継したことを証明する書面を添えて、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

#### 第7 登録発行機関の発行に関する業務の方法に関する基準

法第23条第2項に規定する発行に関する業務の方法に関する基準は、発行の実施方法に関する基準(発行をしようとするときは、当該輸出証明書の発行要件に適合することを審査するものとする)とする。(主務省令第31条関係)

#### 第8 登録発行機関の事業所の変更の届出

法第24条第1項の規定による事業所の所在地の変更の届出をしようとする登録発行機関は、別添様式7による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

#### 第9 登録発行機関の業務規程

- 1 業務規程に規定する事項について

登録発行機関は、以下の事項を規定した業務規程を作成するものとする。（主務省令第 32 条関係）

- ア 発行の実施方法に関する事項
- イ 発行に関する手数料の算定方法に関する事項
- ウ 法 20 条第 2 項各号及び主務省令第 28 条第 2 項に掲げる事項
- エ 発行に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
- オ 発行に関する業務を行う組織に関する事項
- カ 発行に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項
- キ 発行に関する業務の公正な実施のために必要な事項
- ク その他発行に関する業務に関し必要な事項

## 2 業務規程の届出について

法第 25 条第 1 項前段の規定により業務規程の届出をする場合は、別添様式 8 による届出書（法第 25 条第 1 項後段の規定により業務規程の変更の届出をする場合は、別添様式 9 による届出書）を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

## 第 10 登録発行機関の業務の休廃止の届出

業務の廃止をしようとする登録発行機関は、法第 26 条第 1 項の規定に基づき、別添様式 10 による届出書を、センターを経由して、農林水産大臣に提出するものとする。（主務省令第 33 条関係）

## 第 11 登録発行機関に対する報告の徴収等

- 1 農林水産大臣は、法第 54 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関若しくはその登録発行機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、必要な報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行うことができる。
- 2 センターは、農林水産大臣から指示があった場合は、法第 55 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関又はその登録発行機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、報告の徴収、事業所等への立入検査、職員への質問等を行わなければならない。

農林水産大臣 殿

申請者名  
住 所  
代表者氏名

登録発行機関 登録申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、登録発行機関の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 発行を行おうとする区分
- 2 発行を行うことを予定している輸出先国
- 3 法第 19 条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 4 発行を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

- 備考 1 「1 発行を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、「2 発行を行うことを予定している輸出先国」には、実際に発行を行うことを予定している輸出先国を記載すること。
- 2 「登録発行機関の登録等に関する手続」第 1 の 4 に掲げる書類を添付すること。

(別添)

(登録申請が可能な区分)

輸出証明書 の区分
農産物に係る衛生証明書
畜産物に係る衛生証明書
水産物に係る衛生証明書
飼料に係る衛生証明書
自由販売証明書
放射性物質検査証明書等
漁獲証明書等

農林水産大臣 殿

申請者名  
住 所  
代表者氏名

登録発行機関 登録の更新申請書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、登録発行機関の登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 発行を行おうとする区分
- 2 発行を行うことを予定している輸出先国
- 3 法第 21 条第 2 項において準用する法第 19 条各号のいずれかに該当する事実の有無
- 4 発行を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

- 備考 1 「1 発行を行おうとする区分」は、別添の表の区分を記載することとし、「2 発行を行うことを予定している輸出先国」には、実際に発行を行うことを予定している輸出先国を記載すること。
- 2 「登録発行機関の登録等に関する手続」第 1 の 4 に掲げる書類を添付すること。

(別添)

(登録申請が可能な区分)

農産物に係る衛生証明書
畜産物に係る衛生証明書
水産物に係る衛生証明書
飼料に係る衛生証明書
自由販売証明書
放射性物質検査証明書等
漁獲証明書等



別添様式 3

登録年月日 (登録更新 年月日)	登録番 号	登録発行機関の 名称及び住所 (法人にあって はその代表者の 氏名)	主務省令第 25 条 に規定する輸出 証明書の区分	登録発行機関 が発行を行う ことを認めて いる輸出先国	発行に關す る業務を行 う事業所の 所在地
○年○月○ 日 (○年○月 ○日)	第○号	名称：○○○ 住所：○○○ 代表者：○○○	○○○	○○○	事業所名： ○○○ 所在地： ○○○

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の登録申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の登録の更新申請書の添付書類の記載事項の変更届出書

登録の更新申請書の添付書類の記載事項に変更があったので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更した年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の地位の承継届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 22 条第 2 項の規定に基づき、地位を承継した事実を証する書面を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 被承継法人の名称及び住所
- 2 被承継法人の代表者の氏名
- 3 承継の期日
- 4 承継の理由
- 5 発行を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の事業所の変更届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更しようとする事業所の名称及び所在地
- 2 変更の予定年月日
- 3 変更の理由

備考 「1 変更しようとする事業所の名称及び所在地」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

別添様式 8

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録発行機関名

住 所

代 表 者 氏 名

登録発行機関の業務規程届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

業務規程の内容

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の業務規程変更届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録発行機関名  
住 所  
代 表 者 氏 名

登録発行機関の業務休止〈廃止〉届出書

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 休止〈廃止〉しようとする業務の範囲
- 2 休止〈廃止〉の予定年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止〈廃止〉の理由

備考 「3 休止の期間」は、業務の廃止の場合には省略するものとする。